

(公 印 省 略)
三 教 保 第 9 0 号
令 和 2 年 4 月 28 日

保 護 者 各 位

三木市教育委員会
教育振興部長 横 田 浩 一

限定保育の期間の延長について

子どもたちの安全を第一に考え、5月6日までの限定保育にご理解とご協力をいただいているところですが、下記のとおり限定保育の期間を延長しますので、引き続きご理解をお願い致します。

記

- 1 限定保育の実施 可能な限り利用の自粛を要請した上で、社会生活を維持するために就業が必要な保護者を対象に受け入れます。
- 2 限定保育延長期間 令和2年5月7日（木）～5月10日（日）
(緊急事態宣言が延長された場合は、その際に期間を検討します。)
- 3 受入可能な保護者 医療機関従事者、社会福祉施設従事者、警察・消防従事者、生活必需物資販売従事者、公共交通機関従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な方など、真にやむを得ない場合に限り受け入れます。
- 4 限定保育の申出 別紙「限定保育申告書」に必要事項を記入し、施設に申し出てください。
※なお、今後の限定保育の期間をさらに延長する可能性がありますので、申請につきましては5月末までの提出としております。ご了承ください。
- 5 そ の 他 今後の状況により、対応方針が変更になった場合は、改めてお知らせします。

問い合わせ先 教育振興部 教育・保育課 辻田

TEL 0794-82-2000 (内線 3541)